

議案第 49 号

訴えの提起について

未払貸付金請求事件に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 訴えの相手方

[Redacted Name]  
[Redacted Address]

2 事件の内容

伊賀市は、相手方が連帯保証人である訴外主債務者 [Redacted Name] に対し、昭和 57 年 5 月に宅地取得資金 3,000,000 円を 25 年間の返済期間を定めて貸し付けた。

貸付け当初から返済金の支払が滞り、一部の支払はあったが、平成 29 年 7 月の支払後は未納が続いた。その後、平成 31 年 3 月に [Redacted Name] が死亡したため、伊賀市は、連帯保証人である相手方に対し催告状を送付したが、支払はなかった。

については、未払の貸付金につき、債務名義を得て、強制執行による回収を図るため、伊賀市債権管理条例（平成 28 年伊賀市条例第 34 号）第 9 条第 3 号の規定により、訴えを提起する。

3 請求の趣旨

次の判決及び(1)につき仮執行宣言を求める。

(1) 相手方は、伊賀市に対し、金 2,024,719 円を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

#### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 指定代理人を定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 必要がある場合は、和解を行う。

#### 5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

#### 6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部